

問題を抱える子供や家庭に対する教育、福祉、警察等の連携システムについて
(論点メモ)

1 学校や教育委員会による対応

【論点】児童生徒や保護者の問題行動に的確に対応するための「学校問題解決支援チーム」の設置を促進するにはどうすればよいか。

例 ・京都市において「学校問題解決支援チーム」を設置（平成19年8月）など

(参考) 平成20年度文科省新規概算要求

- 学校問題解決支援事業（いじめ対策緊急支援総合事業の一環として、いじめ等の問題行動が生じた際に外部の専門家の協力を得た効果的な取組の在り方について調査研究（30地域を予定）を実施）

2 関係機関の連携による対応

【論点】子供の教育・福祉等に関わる様々な機関（学校・教育委員会、児童相談所、警察、児童福祉施設等）が一体となった支援体制を整備するためにはどのような取組が必要か。

- 例 ・関係機関のネットワーク体制の構築（連絡協議会の開催、合同研修会、人事交流の促進）
- ・既存の関係機関の統廃合・集約化や新機関の新設（東京都の「子ども家庭総合センター（仮称）」構想など）
 - ・地域における子供・若者が抱える様々な問題のサポートのために一元的な指導、情報提供等を行う機関の設置（必要に応じ法的措置）

(参考1) 問題を抱える子供等の状況

- 不登校児童生徒数（平成18年度速報：国公立の小学校中学校） 126,764人
- 少年非行等の状況
 - ・刑法犯少年（14歳以上20歳未満）の検挙人員（平成18年） 112,817人
 - ・触法少年（刑法）（14歳未満）の補導人員（平成18年） 18,787人
- 児童虐待相談対応件数（平成18年度速報値） 37,343件（平成11年度：11,631件）

(参考2) 関係機関のネットワーク等の状況

○関係機関等の連携による少年サポート体制の構築について(平成16年9月10日少年非行対策課長会議申合せ)

- ・少年非行等に対応した「少年サポートチーム」の形成促進
 - －個々の少年の問題状況に着目し、警察、学校、児童相談所等の関係機関がチームを構成し、連携して対処－
 - ・不登校等に対応したサポートチームの形成促進
 - －学校、教育委員会、関係機関等からなるサポートチームの形成など、地域における支援システムづくりを促進－
 - －出席停止措置を受けた児童に対応するため、京都市において「自律促進教育チーム」(仮称)を平成19年秋に設置予定－
 - ・児童虐待等に対応した要保護児童対策地域協議会の設置の努力義務化
 - －市町村(保健機関、福祉事務所等)、児童相談所、教育委員会、警察などの関係機関により構成される児童福祉法に規定された協議会で、要保護児童の適切な保護を図るために置かれるもの(1,271か所(全国1,843市町村の69.0%)に設置(平成18年4月1日現在。児童虐待防止ネットワークを含む))－
- 東京都は、児童相談センター(福祉保健局)、教育相談センター(教育庁)、少年相談室・新宿少年センター(警視庁)を1か所に集約化し、子どもと家庭を総合的・一体的に支援する拠点として「子ども家庭総合センター(仮称)」を整備(平成21年度以降開設予定)する基本構想を策定。

3 家庭に対する法的な関与の在り方

【論点】 家庭における子育てと行政機関との関わりについて、どのように考えるべきか。

(参考) 家庭における保護者の監護義務に関する行政の関与

- ・児童福祉士等による要保護児童(保護者に監護させることが不相当であると認められる児童)の保護者に対する指導(児童福祉法)
- ・都道府県知事による児童虐待を行った保護者に対する指導を受けない場合の指導勧告(児童虐待防止法)
- ・少年の監護に関する責任を自覚させるための家庭裁判所による訓戒・指導(少年法)